

## 福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の循環利活用と市への定住を促進することを目的に、予算の範囲内において、空き家を賃借する際の家賃に対し補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報バンク 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3号に掲げるものをいう。
- (2) 新婚世帯 婚姻届を提出し、受理されてから10年を経過しない夫婦（交付決定後6月以内に入籍する夫婦を含む）を含む世帯
- (3) 子育て世帯 18歳未満の子を含む世帯
- (4) U・Iターン世帯 この要綱に規定する補助対象住宅に福井県外から転入する者で、転入するまでの1年以内に福井県内に住所を有していない者を含む世帯をいう。
- (5) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（管理費、共益費等は除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱の規定による補助の対象者の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新婚世帯、子育て世帯又はU・Iターン世帯に属する者であること。

- (2) 原則として、過去にこの要綱による補助を受けていないこと。
- (3) 次条に規定する補助対象住宅の家賃について、国又は地方公共団体による他の補助を受けていないこと。
- (4) 世帯員全員が市町村税を滞納していないこと。
- (5) 第14条に規定する実績報告時において、補助対象住宅の家賃において滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で、代表となる者1名を対象者とする。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）

は、空き家情報バンクに登録され1月以上経過した住宅とする。

（補助対象経費）

第5条 この要綱の規定による補助の対象となる経費は、補助対象住宅への入居にかかる家賃とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の月額、予算の範囲内において、補助対象住宅の家賃の月額の3分の1（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、当該額が25,000円を超えるときは、25,000円とする。）とする。

（補助金の交付対象期間）

第7条 補助金の交付対象期間の開始は、世帯全員が補助対象住宅での居住を始める予定の翌月（当該予定日が月の初日である場合には、当該日の属する月）からとし、交付対象期間は24月を限度とする。た

だし、次条第1項に規定する交付申請書を提出した日から2月以内に世帯全員の居住を開始しなければならない。

- 2 補助金の交付対象期間の終了については、交付対象期間の開始から起算して24月を超えたとき又は第3条に規定する補助対象世帯の要件を満たさなくなったときのいずれか早い方とする。ただし、補助対象世帯の要件を満たさなくなった日が月の末日でない場合は、補助対象世帯の要件を満たさなくなった日が属する月の前月までとする。

(初回の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象住宅の賃貸借契約の前に、福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象住宅の賃貸借契約の締結を、交付申請書を提出する日が属する年度の3月31日までに行う場合で、かつ、世帯全員が補助対象住宅での居住を、交付申請書を提出する日が属する年度の3月2日からその翌年度の4月30日までの間に開始するときは、申請者は、前項の交付申請書の提出に併せて、福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付決定前着手届(様式第1号の2)を届け出なければならない。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付決定通知(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は前項の通知を受けた後に、補助対象住宅の賃貸借契約を締結するものとし、申請者が契約者とならなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の交付決定前着手届を届け出るときは、申請者は第1項の通知を受ける前に、補助対象住宅の賃貸借契約を締結することができる。

(2回目以降の補助金の交付申請)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、翌年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、第7条に規定する交付対象期間の範囲内で年度ごとに延長申請ができる。

2 交付決定者は、前項に規定する延長申請をする場合は、その期間の開始以前に、福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付延長申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(補助金交付変更申請)

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、空き家居住家賃支援事業補助金交付変更申請書(様式第4号)により、市長に申請するものとする。

(1) 補助金額

(2) 補助対象住宅

(3) 申請者名

2 第9条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(申請の取下げ)

第 12 条 交付決定者は、申請を取り下げる場合、福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付申請取下げ書（様式第 5 号。以下「取下げ書」という。）を市長に提出しなければならない。

（事業着手届）

第 13 条 交付決定者は、補助対象住宅の賃貸借契約を締結し、世帯全員で居住を開始したときは、速やかに福井市空き家居住家賃支援事業着手届（様式第 6 号）に別表 2 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 2 項の交付決定前着手届を届けた場合で、かつ、第 9 条第 1 項の通知を受ける前に補助対象住宅の賃貸借契約を締結し、世帯全員で居住を開始したときは、申請者は交付決定後に速やかに福井市空き家居住家賃支援事業着手届（様式第 6 号）に別表 2 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第 14 条 交付決定者は、交付の決定に係る期間の終了後速やかに、当該事業の成果を記載した福井市空き家居住家賃支援事業完了実績報告書（様式第 7 号。以下「完了実績報告書」という。）に別表 3 に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 交付の決定に係る期間の終了が当該年度の 3 月である場合には、前項「交付の決定に係る期間の終了後速やかに」とあるのは、「交付の決定日の属する年度の 3 月 31 日までに」と読み替えるものとする。

（額の確定）

第 15 条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、当該報告の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは補助

金の額を確定し、福井市空き家居住家賃支援事業補助金額確定通知（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定等の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定を受けた日以後において、第3条の要件を満たさなくなったとき。

(3) 交付決定後において、市長が申請者又は対象住宅についてこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。

(4) 取下げ書を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第17条 交付決定者は、第15条の規定による通知を受けたときは、福井市空き家居住家賃支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 前項の規定による請求は、交付の決定に係る期間の翌年度に属する4月10日までに行わなければならないものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(個人情報の利用目的)

第19条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係) 申請書に添付する関係書類

- (1) 空き家居住家賃支援概要書
- (2) 補助対象住宅に居住する予定の者全員の住民票の写し
- (3) 戸籍抄本 (新婚世帯のみ)
- (4) 戸籍の附票 (U・Iターン世帯のみ)
- (5) 補助対象住宅に居住する予定の者全員の市町村税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

別表 2 (第 12 条関係) 着手届に添付する関係書類

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

別表 3 (第 13 条関係) 完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員の市町村税の納税証明書
- (3) 現況写真
- (4) 交付対象期間における家賃を支払ったことが分かるもの (通帳の写し、家賃完納証明書など)
- (5) その他市長が必要と認める書類